

中学校義務制の再考を

■登校拒否でも卒業できる不公平■

教育基本法の改正が、いよいよ国会レベルの日程に上がろうとしている。様々な論議の中で、意外なほど論じられていないのが、義務教育年限の問題である。

現行教育基本法は、次のように定めている。「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」（教育基本法第四条第一項）

私は、これを小学校卒業までの六年間にとどめればよいと考える。

教育に対する国民の熱意は、明治初年の学制実施当時とは様変わりしている。明治初年はおろか、私が中学校代用教員に奉職した昭和二十六年当時においてすら、農家の娘が高等学校に進学する事など考えられなかった実情であった。男子の場合も、親をよほど説得しなければ高校に進学させる事ができなかった。「百姓の娘に学問は要らぬ」「女に学問などさせたら、ろくなものにならぬ」そんな言葉が、ごく普通に交わされていたのである。

農地改革の結果、小作料を支払わなくても済むようになったが、それでも生活は苦しかった。田植えも 稲刈りもすべてが人力に頼るとい時代だったから、農繁期には、中学生の労働力が当てにされた。従って、学校を休んで農事に励む中学生も少なくなかったのである。

だが今は違う。親たちの教育熱は、史上例を見ないほど高い。高等学校は義務教育ではないのに、その高校への進学率は、現在九十七パーセントを超えている。事実上「高等学校の義務教育化」が達成されているのである。一時高校を義務制にしようという声が囁かれたが、そんな事をせずとも、中学校卒業生のほとんど全員が、高校に進学する時代がやってきているのである。

明治初年のように、保護者が我が子を学校に通わせたがらない時代であればこそ、義務教育制度は重要な意味を持って来る。だが、教育に対する理解が深まり、熱意も高まって、法の強制などなくとも、親のすべてが、「その保護する子女に」「高等普通教育及び専門教育」（教育教育法第四一条）を施す時代が到来しているのである。それでもなお我々は、古色蒼然たる義務教育制度にこだわり続けるべきであろうか。

今、中学校を義務教育から解き放つ事は、最近深刻になってきている登校拒否問題にも、良い影響をもたらすと私は確信する。「登校拒否」などと言ってはいけない。「子供は、学校に行けないのではなく、行かない事を選択しているに過ぎないのだ」などと言う「温かい」意見もある。それがあらぬか、最近では、「登校拒否」ではなく、「不登校」と呼ぶのが正しいのだそうである。しかし、そこまで遠慮する事は、果たして本当に、当該の子供の幸せにつながるであろうか。私などは、大人になって、「職場に行かない事を選択」する癖がいたら大変だと、つい、心配になってしまうのである。

難しいのは、そのような登校拒否児の、「進級、卒業の認定」である。実態は、ほとんど学校に来ていなくても、進級、卒業させているというのが本当のところであろう。

私の学校の場合は、欠席が「出席すべき日数」の四分の一に達した場合は、進級が保留される。その場合は、生徒の個性や、抱えている様々な事情を考慮して、進級の可否を判断する。欠席が三分の一に達した場合は、絶対に進級させない。これは、校長である私でも動かす事ができない。

公立小中学校の場合、ほとんどのケースで進級、卒業させているのは何故なのだろうか。「卒業させない」などと言えば、「不登校の原因を形成した責任は学校にある」などとして、訴訟に持ち込まれる可能性がある。教育委員会は、すべてを校長に丸投げし、校長の責任でよろしいようにやれというのが本音なのではないだろうか。私も公立学校は長いが、教育委員会が、「甘すぎる卒業判定」を、厳しく指摘したという例は、聞いた事がない。

かくして、正義の一角はもろくも崩れる。学校になど来なくとも、「保健室登校」に終始していようと、とにかく全員が卒業できる。「正直者が馬鹿を見る」とまでは言わないが、少なくとも公平、公正が貫かれている状況ではない。こんな事で、子供を健全に育てる事ができるものであろうか。

小、中学校が、義務制の教育機関だからと言って、学力もなく、ほとんど登校してもいないような子供を、進級、卒業させねばならぬ理由は少しもない。仮に不登校を来した原因が学校にあったとしても、その責任と進級、卒業の判定とは全く別の問題である。何年かかろうと要件は充たせるし、それができなければ卒業させないと言うのは、絶対に譲ってはならぬ原則だと思うのである。

実態を理由に建前を限りなく後退させるのは、戦後教育に一貫してみられる傾向であった。それは建前を後退させるばかりでなく、実態そのものを、さらに後退させて行った。今日の教育荒廃は、このような無原則的妥協に胚胎していると思うのである。

それほど学校に来たくないのなら、小学校はともかく、中学校では、「来たくなければ、来なくても良い」制度に、切り替えたほうが良いのではないだろうか。

最近の中学校には、相当荒廃している学校もある。教師の手ではどうする事もできず、保護者が全校を巡視しているケースも見られる。

実は、現在の公立中学校には、内部に非行集団が発生し、乱暴狼籍の限りを尽くしているような状況でも、これに加える制裁手段が全くないのである。義務教育だから、退学にも停学にもできない。殴ったりすれば、「体罰」という事で大騒ぎになる。一部の少年は、学校には何の対抗手段もなく、自分たちは何をやっても、先ず絶対に処罰される事はないという事を確信して、非行を繰り返している。結局教師の間には無力感が漂い、「何もしなければいいんだろう。何もしなければ」と行った気分が漂い易いのである。

■中学校を「勉強したい人が集まる」場に■

学校は本来、勉強したい人が集まって勉強するところである。勉強したくない人には出て行ってもらわねばならぬ。昔、人種差別が激しかった頃のアメリカでは、黒人の通学が認められなかった。彼らの中の先進的分子は、早朝に学校に行き、教室のそばの木に登り、木の葉に隠れて、「自分たちも利口になろう」と教師の話に耳を傾けたそうである。

中学生になったら、通学を義務で縛る事などやめた方がよい。学校に行きたくない人には、「学校に行かない権利」を保障してやるべきである。

高等学校は義務教育ではないのだから、生徒は「来たくないければ来なくとも良い」。私の学校の場合も、年にひとりかふたり、学校に通学したがる生徒が出てくる。精神的疾患の場合は別として、私は無理に学校に誘引するなど教職員を指導している。実際には、担任が中心になり、必死の努力を重ねて登校させるよう指導しているようである。しかし原則は、「どうしても出て来なさい」ではなく、「どうなさいますか」でなければならないと、私は思うのである。

小学生の場合は、何と言っても親や教師の指導に従いやすい。その上、学校に行くべきかどうかなど、彼らには判断できない。これはもう、絶対無条件に、学校に行けと指導すべき発達段階である。ごくごく一部ではあろうが、教育に著しく不熱心な親がいて、子供を学校に通わせたがらないケースも絶無ではない。

だが、中学に進学する時期の子供は違う。彼ら自身が、自らの将来を相当深く考える事ができる。進学したくない生徒はほとんどいないであろう。保護者のごくごく一部に教育不熱心な者がいたとしても、子供自身の要求もしっかりしてくるから、ほとんど百パーセントに近い進学率となるであろう。現在の高校進学率は、その事を端的に示している。

義務教育が外されれば、いわゆる登校拒否の中学生も、行かなければならないわけではないのだから、誰はばかるところなく好きな道を選べばよい。義務制であれば、行きたくないと言っても、教師、親、周囲等々、あらゆる人々が、学校に連れ出す努力を重ねる。その事に対する「期待」は、時として責任転嫁の気持ちを生み出し易い。だが今度は、義務制ではないのだから、彼、あるいは彼女自身が、真剣に自らの進路を考えなくてはならない。「何が何でも行け」から、「どうなさいますか」に変わったとき、該当年齢の子供たちは、我々の想像を超えるほどしっかりした判断を下すと私は思うのである。

また、どうしても中学校に行きたくない人は、何も遠慮する事はない。就職するなり、中学校とは異なる分野で勉強するなり、自ら、納得できる進路を選択すればよい。小学校の基礎さえしっかりできていれば、嫌なのに中学校に進む事はない。勉強は実人生の中でも永く学び続ける事ができる。学校がすべてではない。そもそも、学校が一体何様だと言うのか。

義務制が外されれば、中学校は、「勉強したい人だけが集まる」場所となる。勉強もしたくなく、集団として最低限の規則に従う事も嫌いな生徒は、自主的に退学するのも良いし、場合によっては退学処分が付す事もできる。中学校は、本来の活力を取り戻すであろう。

但し、義務教育を小学校までとした場合も、公立の中学校に学ぶ生徒からは、授業料を徴収しないというこれまでの制度は残しておくべきであろう。立法上、多少工夫を要するが、やってできないことではない。

立法技術としては、六三三制度そのものの抜本的改正との関わりにおいて、義務教育年限を考えて行くべきであろうから、むしろ今回の改正では、第四条そのものを削除しておき、詳細は学校教育法に委ねるのも一つの方法だと考えられる。

(祖国と青年 平成 16 年 6 月号掲載)